

一般財団法人柏崎市スポーツ協会 表彰規程細則

(基準条件)

第1条 規程第2条第1項、第2項、第3項、第4項及び第5項の該当者は、同一人に対し同一の表彰は行わない。第3項スポーツ栄誉賞受賞者は以後の下位の表彰は行わない。また、第1項体育功労賞、第3項スポーツ栄誉賞は、スポーツに関する功績により叙勲、褒章、文部科学大臣表彰、新潟県知事表彰、新潟県教育委員会表彰（国民スポーツ大会における優勝者及びその指導者として表彰された者を除く）及び（公財）新潟県スポーツ協会表彰を受けた者を除く。

(功績条件)

第2条 規程第2条第1項体育功労賞の「多大な功績」とは、加盟団体該当者にあつては、団体役員（会長、副会長、理事長）としての活動実績が概ね10年あり、当該団体の発展または、本会が目指す体育振興に功績顕著な者をいう。

2 規程第2条第6項優秀競技者賞（2）「日本代表候補選手に選出された者」には、全国規模の強化合宿等に選抜された者も対象とする。

3 規程第2条第5項感謝状は、加盟団体等で長期間運営にたずさわり、スポーツの普及発展に尽くした者、及び 賛助会員として10年以上本会に協力した企業・個人を対象とする。

(該当条件)

第3条 規程第2条第3項スポーツ栄誉賞の該当者は、当市に居住・在学・在職、本市出身者とする。

2 同項（1）に示す「日本代表に選出された者」とは、オリンピック、世界選手権、アジア選手権、ユニバーシアード、ジュニア世界選手権の日本代表選手として選手登録（補員含む）され、その大会に同行した者をいう。

3 同項（2）に示す「偉大な記録」とは、世界記録、世界最高記録、日本記録、日本最高記録をいう。

4 規程第2条4、6、7、8項の該当者は、市内の各学校に在学する者、もしくは、本会加盟団体の登録者を対象とする。

(年数回数条件)

第4条 規程第2条第2項指導者賞、第4項特別優秀競技者賞において「永年にわたり」とは、概ね10年をいう。

2 規程第2条第2項（2）に示す「優秀な競技者の育成」とは、優秀競技者賞及び競技者賞に該当する個人もしくは団体を3回以上受賞させた実績を持つこと。

(大会基準、順位基準)

第5条 規程第2条第6項優秀競技者賞において「全国大会に出場し、優秀な成績」とは、次のことをいう。

1 全国大会とは、国民スポーツ大会、種目別全国大会（小、中、高、大学を含む）等をいう。

2 優秀な成績とは、

(ア) 個人にあつては上位8位以内の者または大会新記録を樹立した者

(イ) 団体にあつては上位8位以内のチーム、リレー種目において大会新記録を樹立したチーム

(ウ) 種目別全国大会（オープン参加大会の場合）の表彰選考は「国スポ等全国大会出場選手強化事業補助基準」1-(9)に準拠する。

第6条 規程第2条第7項競技者賞及び第8項奨励賞については、次のように定める。

1 「県以上の公式大会」とは、種目別競技団体、学校体育連盟等の主催（共催は除く）するブロック大会、県大会及び同規模の大会であり、表彰選考会及び理事会で認めた大会とする。

2 「優秀な成績」とは、

(ア) 県大会においては、個人は1位、団体は3位以内（ベスト4）。

(イ) ブロック大会においては、個人は3位以内、団体は3位以内（ベスト4）。

(ウ) 県大会、ブロック大会がオープン参加大会の場合、「国スポ等全国大会出場選手強化事業補助基準」1-(9) に準拠する。

(エ) 県大会、ブロック大会において、その競技の新潟県新記録を樹立した者。

3 県大会以下の大会でも、その競技の新潟県新記録を樹立した者については、競技者賞の対象とする。

4 生涯スポーツ部門の表彰は、すべて奨励賞とする。

(附則)

この規定細則は、平成30年4月1日から実施する。

この規定細則は、平成31年4月1日から実施する。

この規定細則は、令和元年8月9日から実施する。

この規程細則の改定は、令和元年12月3日とする。

この規程細則の改定は、令和6年4月1日とする。